

KEIO DENTIST CLUB 会則案

(歯科三田会)

第一章 総則

- 第一条 本会は KEIO DENTIST CLUB (歯科三田会) と称する (以下本会とする)
- 第二条 本会の会員は、正会員、賛助会員、および学生会員とする。正会員は慶應義塾に学び歯科大学を卒業したもの、賛助会員は慶應義塾に学び歯科関連業務に携わるもの、学生会員は慶應義塾に学び歯科大学在学中の者とする。
- 第三条 同窓会住所を 〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町5丁目1-3 安藤歯科医院内に置く。
- 第四条 本会は福澤諭吉先生の創塾の精神に則り、会員の親睦を深め、社会的活動の交流を図り、慶應義塾に協力し、歯科医学の向上に寄与することを目的とする。
- 第五条 本会はその目的のために次の事業を行う。
- 1 総会、親睦会の開催
 - 2 名簿の発行
 - 3 情報の交換
 - 4 連合三田会での歯科検診
 - 5 歯科三田会会員の特選塾員への推薦
 - 6 その他目的達成に必要な事業

第二章 役員

- 第六条 本会は次の役員を置く。
会長一名 副会長一名 幹事若干名
- 第七条 役員は会員の代表として、本会の企画、運営に関して意見交換をし、本会の発展に協力する者とする。
- 第八条 会長は総会において選出され、幹事は会長が任命する。
- 第九条 役員任期は二年とし、再任を妨げない。

第三章 会議

- 第十条 総会は毎年一回行う。必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第十一条 役員会は必要に応じて会長が議長となりこれを召集する。議事は出席役員の過半数をもって決定する。
- 第十二条 会長は会の運営に必要な委員会を設けることができる。
- 第十三条 総会の議事は出席者の過半数をもって決定する。
- 第十四条 総会では次の事項を協議し決定する。
1. 会務並びに決算報告。
 2. 事業計画並びに予算。

3. 活動報告。
4. 役員を選出。
5. その他必要な事項。

第四章 会費

第十五条 総会において決定された年会費を納入する。

1. 本会員：5,000円
2. 学生会員：無料
3. 賛助会員：5,000円

第五章 会計

第十六条 本会の経費は次の収入で運営する。

1. 会費。
2. 寄付金とその他。

第十七条 本会の会計年度は四月一日より翌年の三月三十一日で終わるものとし、余剰金のある場合は、次の年度に繰り越すものとする。

第六章 附則

第十八条 次の場合は総会の決議によって除名する。

本会又は本会員として体面を汚損、名誉を毀損する様な行為があった時。

第七章 その他

第十九条 本会は顧問および相談役をおくことができる。

昭和六十一年 九月六日 制定

昭和六十二年 五月二十六日 改訂

平成二十四年 四月十四日 改訂